

韓国農林畜産食品部プレスリリース (2018年12月12日 18:30)

## 鳥インフルエンザ (AI) の状況と見通し、特別防疫対策の推進事項 12月～1月の間、高病原性 AI 発生リスク時期における防疫強化推進

出典 URL :

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbwWFmcmElMkY2OCUyRjMxODk4NwUyRmFydGNsVmllcy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHlM0QlMjZwYWdlJTNEMSUyNmJic09wZW5XcmRTZXElM0QlMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnNyY2hXcmQlM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMCUyNg%3D%3D>

(機械翻訳に基づく仮訳)

### <主な内容>

◇ (状況分析・展望) 渡り鳥 AI 抗原検出状況、過去の発生と周辺国の状況などを考慮し、12月～1月はハイリスクな時期と考え、防疫強化推進

※ (12月～1月) 渡り鳥が最も多く生息し、野鳥の高病原性 AI 抗原の検出および家きんにおける高病原性 AI の発生が最も多かった (約 47%) 時期

◇ (特別防疫対策の推進) これまでの主要な推進現況と今後の計画

○ 渡り鳥の飛来地予察拡大 (88ヶ所→96ヶ所)、抗原検出地域の防疫強化、家きん農家の予察・検査と点検、拠点消毒施設の拡大運営、危険区域の家畜 (あひる) の飼養禁止などの予防的防疫措置実施

※ 野鳥 : 10月～12月の検査量を前年より 16%増加 (11,350件)、現在までに H5・H7型抗原合計 32件検出 (31件は低病原性、1件は検査中)

※ 家きん : 10月以降、合計 10145件 (戸) 検査の結果、高病原性なし

— 毎月 2回以上、全国の自治体と防疫テレビ会議の開催、農食品部幹部陣の現場点検 (全 12回) など、現場防疫管理

○ 12月13日、全国の家きん系列事業者懇談会を開催し、現場の意見聴取、防疫評価結果不十分事項の改善と所属農家の指導要請する予定

○ 家きん高病原性 AI 発生後即時に「深刻段階」発令、AI 特別機動防疫段投入、3km 予防殺処分、発生時・群 7日間の移動制限予定

### 【AI 防疫状況分析と展望】

- 農林畜産食品部（長官イゲホ）は渡り鳥到来状況と AI 抗原検出状況、これまで国内 AI 発生時期と海外の発生状況などを考慮すると、本格的に AI 危険な時期にさしかかっており、自治体や農家などは防疫強化に徹底を期すと発表した。
  
- （渡り鳥到来）農食品部は、現在、国内の約 76 万羽（11 月中旬、環境省調査）の渡り鳥が到来して生息中で、12 月と 1 月は渡り鳥が最も多く（※）生息し、野生の鳥で高病原性 AI 抗原の検出頻度が最も高い（※※）時期に AI 発生の危険性が非常に高いと説明した。
  - ※'17 年冬季渡り鳥生息状況：（10 月）38 万羽、（11 月）61 万羽、（12 月）108 万羽、（'18 年 1 月）145 万羽、（'18 年 2 月）100 万羽
  - ※※'14 年以降の野鳥の高病原性 AI 抗原の検出：（10 月）1 件、（11 月）21 件、（12 月）29 件、（1 月）45 件、（2 月）30 件、（3 月）7 件
  
- 現在までに、野生の渡り鳥で AI 抗原（H5・H7 型）検出は、32 件、前年同期（29 件）に比べてやや増加
  - 11 月中旬以降、検出頻度が急増し、AI が発生する危険性が高まっており、防疫措置を強化していると述べた
    - ※野鳥 H5・H7 型 AI 抗原検出（10 月 1 日～12 月 6 日）：（'17）29 件→（'18）32 件（'18.11 月 20 日以降 20 件検出、1 件は、高病原性かどうかの検査中）
  
- （過去家きん農場発生）2010 年以降の家きん農場での AI 発生は、12 月と 1 月に全発生（925 件）の約 47%である 436 件が発生して、この時期が発生リスクが最も高い時期と把握された。
  
- （海外発生）冬の渡り鳥の韓国へ向かう飛来ルート元の中国とロシアは、今年 95 件の高病原性 AI が発生しており、過去よりも発生が多く、最近まで継続発生しており、リスクを加重させている。
  - ※最近 3 年の中国・ロシア発生推移：（'16）16 件、（'17）66 件、（'18 年 12 月現在）95 件
  
- 農食品部は最近の渡り鳥の状況は、AI の抗原検出の現状と海外の発生状況などを考慮すると、12 月と 1 月は AI 発生の可能性がこれまで以上に高いと予想して徹底した防疫対策を推進すると発表した。

【AI 特別防疫対策 - これまでの主な推進事項】

- 農食品部は、特別防疫対策期間が始まった10月1日から全国家畜防疫機関に24時間状況室を設置・運営しながら、毎日、全国の防疫状況を監視
- 家きん農家と畜産施設、渡り鳥の飛来地など防疫対象の予察・検査と点検、消毒を強化し、危険区域の家畜（あひる）飼養制限、防疫体系改善のための制度整備など AI 発生予防のための防疫活動に総力をあげていると明らかにした。
  
- （野鳥防疫）農食品部は、全国渡り鳥の飛来地の AI 予察・検査を拡大（88→96ヶ所）して実施しており、検査量も去年より16%増やし AI の国内流入早期探し出しに注力していることを明らかにした。  
※10～12月における野鳥試料採取（農食品部・環境部合同）：（'17）9,799件→（'18）11,350件
- 現在までに H5・H7 型 AI 抗原が検出された9つの市・道（19の市・郡・区）については、検出点の半径10kmの移動制御と消毒、検査など防疫管理を強化  
※ソウル特別市（城東区）、京畿道（坡州市・抱川市・平沢市・龍仁市・華城市・驪州市）、忠清北道（清州市）、忠清南道（牙山市・洪城群・舒川群・瑞山市）、全羅北道（群山市・井邑市）、全羅南道（康津群・順天氏）、慶尚南道（昌寧群）、慶尚北道（慶山市）、済州道（済州市）
  
- 低病原性が確定されても AI 抗原が農家に流入することを防止するために、少なくとも7日間は消毒と予察を維持していると説明した。
  
- （家きん農家予察・検査）農食品部は、相対的に AI の発生が多かった産卵鶏・種鶏・種あひる農家（1,915戸）については、専門職員を指定して、毎日予察し検査を強化していると明らかにした。
- 産卵鶏・種鶏・種あひると伝統的な市場で取引される家きんは移動時に点検し、と殺場で出荷されている家きんや環境試料の検査も継続実施している。
- 10月以降、現在までに家きんに対して合計10145件（※）を検査し、高病原性 AI の発生はなかったと述べた。  
※①（産卵鶏・種鶏・種あひる常時検査）の合計2,998件（戸）②（出荷前家きん）の合計2,080件（戸）③（と畜場検査）2,655件（戸）、④（その他予察）計2,412件（戸）（10月1日～12月6日）
  
- （現場検査）農食品部は防疫死角がないように AI 危険畜種のアヒル農家全体の防疫脆弱農家、畜産施設と車両、家きん系列事業者、産卵鶏密集飼育団地など計3,124ヶ所の畜産関連施設については、中央政府が直接防疫検査をしたと発表した。

※①あひる農家全体の脆弱農家（1,208 戸）、②家きんのと殺場、飼料工場、し尿・肥料メーカー、伝統的な市場、卵 GP センターなど畜産施設（743 ヶ所）と車両（873 台）、③系列会社（71 カ所、8～10 月）、④産卵鶏密集地区（11 カ所）、⑤自治体（144 ヶ所）、⑥拠点消毒施設（74 カ所）

○併せて、チェックアウトプロセスで示された防疫不十分な事項は、すぐに補完するように指導して、法令違反は過怠金処分と、改善が確認されるまで自治体で繰り返し確認するように措置していると説明した。

□（消毒強化）農食品部は AI 発生予防のために過去の AI の発生時にのみ稼動していた拠点消毒施設を早期運営しており、現在、当初の計画（過去繰り返し発生した 43 の市・郡）より多くの 68 の市・郡で合計 87 箇所の拠点消毒施設を運営して消毒を強化していると述べた。

○また、全国の畜産施設一斉消毒キャンペーン（11 月 21 日～22 日）を介して消毒を強化し、気温降下により消毒設備が氷結凍結しないように保温設備などを事前に整備する一方、冬季の正しい消毒要領\*の地図・広報も実施したと説明した。

※低温（4℃以下）で消毒剤の効果が低下するため、高濃度で使用する必要、低温で効果的な酸化剤系の消毒剤の使用をお勧め

□（飼養制限）農食品部は AI の発生危険度が高い（※）あひる農家（203 戸、約 300 万羽）を対象に、11 月から 2 月まで飼育制限を実施していると説明した。

※最近 5 年以内に 3 年間 2 回以上発生農家、最近 3 年以内に発生し、農家の渡り鳥の飛来地 500m 以内農家、密集飼育地域内農家、地方自治体防疫評価結果不十分農家など

□（テレビ会議）10 月から毎月 2 回以上、全国の自治体（市・群）が参加する防疫検査ビデオ会議を開催し、自治体別防疫措置を確認し、不十分事項補完と緊張感を維持するようにしている。

○農食品部長官をはじめとする幹部が毎週防疫現場を訪れ関係者を励まし、防疫推進事項を点検（12 回）していると説明した。

□（制度整備）農食品部は、特別防疫対策推進とともに、防疫体系を改善するため、家畜伝染病予防法と AI 防疫実施要領（告示）の改正の推進などの制度も整備したと発表した。

○AI など家畜伝染病未申告者に対する罰則を強化し系列事業者に対する防疫責任を追加するなど（※）の内容の家畜伝染病予防法の改正案が12月7日に国会本会議で議決された。

※家畜の所有者、獣医師などが家畜伝染病未申告の際、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金（既存の3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金）、系列事業者の契約農場チェックリストに畜産業許可要件の遵守を含む、購入処分時補償金は契約農家に支給など

○家きんの致死率と産卵率記録・報告義務化、AI 発生農場の半径 3Km 内家きんの予防的殺処分の原則の適用などの内容を含む AI 防疫実施要領を改正（11月23日）した。

#### 【AI 特別防疫対策 - 今後の推進計画】

□農食品部は、今後渡り鳥到来の増加、野鳥 AI 抗原持続検出など AI リスクが高まることが予想され、強度の高い防疫対策を継続的に推進する計画だと明らかにした。

○野鳥で、高病原性 AI 確認された際には、全国重点防疫管理地区（80市・群）に拠点消毒施設を拡大設置し、全国の伝統市場での家きん（※）流通禁止、防疫管理地区内の家きんの導入・出荷管理など強化された防疫措置を実施

※70日齢以下の家きんやあひる、がちょう類の流通を禁止

○家きん農家で高病原性 AI の発生が疑われている場合（※）には、すぐに、全国の一時的移動停止命令を発令して農場を含む全国のすべての家きん関連畜産施設・車両に対して移動を停止と予察・消毒を強化

※家畜防疫官が簡易診断キット陽性または臨床症状の観察結果、高病原性 AI と判断した場合

—熟練した防疫官で構成される「AI 特別機動防疫団」（5チーム76人（※））をすぐに現場に投入して殺処分と移動制御など初動防疫を総括する計画だと明らかにした。

※チーム長は、検疫本部課長級、チーム・メンバーは検疫本部と家畜衛生防疫支援本部7班（2人1組）で構成

○また、家きん農家で高病原性 AI 確定時、危機警報を最高段階である「深刻」にすぐに格上げして政府の対応を推進

—発生農場の半径 3Km 予防的殺処分原則の適用、発生后市・郡7日間の移動制限など、強力な防疫措置を実施する計画であることを明らかにした。

- （懇談会の開催）また、農食品部は官民共同による AI 防疫強化のために 12 月 13 日、食品産業政策室長の主催で、全国の家禽系列事業者の代表懇談会を開催すると発表した。
- 今回の懇談会は、実質的な家きん所系列事業者の防疫責任を強化するために、これまで AI 防疫対策推進状況を共有し、現場の問題点を収集
- 系列事業者防疫評価結果不十分に関する改善措置と所属農家と畜産施設の徹底した防疫管理をお願いする予定
  
- （要請事項）農食品部は徹底した防疫対策の履行と管理、漏れのない防疫活動に最善を尽くすこともう一度強調しながら家きん農家と国民に積極的な協力を要請した。
- 農場主は、責任ある姿勢で毎日農場内・外部を徹底的に消毒しなければならず、飼育家きんで致死率が増加したり、産卵率が低下するなどの AI 疑い症状（※）が発見された場合、すぐに家畜防疫機関に申告しなければならない。
  - ※（致死率）同一畜舎で、週一日平均致死率が 2 倍増加時
  - （産卵率）同一畜舎で、週一日平均産卵率 3%以上低下時
- また、冬季の寒波に備え畜舎の暖房を適正に稼働し、消毒設備が凍ったり、凍結しないように熱線、ストーブなどの保温装置を用いて、通常の消毒ができるように措置しなければならない
- 家きんの放し飼い飼育自粛、畜舎周辺生石灰塗布、畜舎ネットの網目保守、畜舎出入り際に足場消毒と長靴履き替え、消毒薬適正濃度の使用など防疫管理徹底することを要請した
- 併せて、農食品部は国民にも渡り鳥の飛来地訪問を自粛するよう、不便でしょうが、消毒など防疫措置に積極的に協力するよう要請した。